

大分県報

令和五年
第三七九号
一月三十一日

（火曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
- 道路区域の変更（三件）……………一
- 道路の供用開始（二件）……………二
- 警察本部訓令……………二
- 職員の特務勤務手当支給規程の一部改正……………二

告示

大分県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年一月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	大田村土地改良区	所在地	杵築市	認可年月日	令五・一・二〇
--------	----------	-----	-----	-------	---------

大分県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字畑野浦字下り松七番二地先から佐伯市蒲江大字楠本浦字古浦一二番八地先まで	前	メートル 四一・〇 六・五	メートル 一、一〇〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 三二・〇 二二・〇	メートル 一、一〇〇・〇 五四〇・〇	

大分県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三二六号	豊後大野市三重町市場字高市一五二番七から豊後大野市三重町市場字高市一六六番八まで	前	メートル 一五・二 一五・〇	メートル 九七・八
		後	メートル 一七・一 一五・二	メートル 九七・八

大分県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年一月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道三重停車場線	豊後大野市三重町市場字高市一七二番七から 豊後大野市三重町赤嶺字塚田二九七一番六地先まで	前	メートル 二二・〇 ～ 六・二	メートル 二八三・八
	豊後大野市三重町市場字高市一七二番二から 豊後大野市三重町赤嶺字塚田二九七一番六地先まで	後	二一三・八 ～ 一二・二	二七九・三

大分県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年一月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字畑野浦字下り松七番二から 佐伯市蒲江大字楠本浦字古浦一二番八まで	令五・二・五

大分県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年一月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道庄内久住線	竹田市久住町大字久住字無田口六三七八番三から 竹田市久住町大字久住字本町六一六四番一〇まで	令五・二・二四

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

職員の特種勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。
令和5年1月31日

大分県警察本部長 種田英明

第3条を削る。
第4条第1項中「月額特勤作業」を「条例第11条第1項第13号及び第14号に掲げる作業」に改め、「前条第1項の特種勤務手当支給対象者名簿に登録された」を削り、同条第2項中「月額特勤作業」を「前項に規定する作業」に改め、同条を第3条とする。
第5条第1項中「速やかに、」の次に「当該作業の内容を」を加え、「第2号様式」を記載し、「第1号様式」に記録し、「課長補佐」を「課長補佐（課長補佐に準ずる職を含む。）」、警察学校にあっては校長補佐又は科長補佐に改め、同条第2項中「前項」を

「前月分」に、「を記載した月ごとに、作業確認者」を「について、所属長」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる作業に従事した職員については、当該各号に定める様式に当該作業の内容を記録し、所属長の確認を受けなければならない。

- (1) 条例第11条第1項第8号に掲げる作業 死体取扱作業従事者名簿 (第2号様式)
- (2) 条例第11条第1項第18号に掲げる作業 (暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策のうち身辺警戒の作業を除く。) 銃器犯罪捜査作業従事者名簿 (第3号様式)
- (3) 条例第11条第1項第19号に掲げる作業 緊急呼出夜間作業従事者名簿 (第4号様式)

第5条第4項及び第5項を削り、同条を第4条とする。

別表の11の項中「第43条」を「(昭和25年法律第149号)第43条」に改め、同表の16の項中「昭和40年国家公安委員会規則第3号)第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号)第2条第1号」に改め、同表の18の項中「もの」を「物」に改める。
第1号様式を削る。

第2号様式中「第5条」を「第4条」に、

「
特殊勤務手当実績簿
所属 (係)
氏名 _____
(年 月) _____
作業確認者」
を

「
特殊勤務手当実績簿
所属 (係)
氏名 _____
(年 月) _____
所属長」
に、

イ 整備士
ロ その他
ハ 危険作業(整備士)
ニ 危険作業(その他)

イ1 整備士
ロ1 その他
イ2 危険作業(整備士)
ロ2 危険作業(その他)

を
に、

31 ()									

を

31 ()									
コード									
単価									
日(回数)									

に改め、同様式

の備考を削り、同様式を第1号様式とする。

第3号様式から第5号様式までを削る。

「
第6号様式中「第5条」を「第4条」に、
死体取扱作業従事者名簿
(年 月) _____
死体取扱作業従事者名簿」
を

「
(年 月) _____
所属長」
に、

「記載者職氏名」を「記録者職氏名」に改め、同様式の備考を削り、同様式を第2号様式とする。

第7号様式中「第5条」を「第4条」に、
銃器犯罪捜査作業従事者名簿
(年 月) _____
銃器犯罪捜査作業従事者名簿」
を

「
(年 月) _____
所属長」
に、

「」
「記者職氏名」を「記録者職氏名」に改め、同様式の備考を削り、同様式を第3号様式とする。

第8号様式中「第5条」を「第4条」に、
「緊急呼出夜間作業従事者名簿」を
「（年 月）
緊急呼出夜間作業従事者名簿」

（年 月）

所属長			
-----	--	--	--

に改め、

「回」を削り、「記者職氏名」を「記録者職氏名」に改め、同様式の備考を削り、同様式を第4号様式とする。

附 則

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。